

会員規約

この会員規約（以下「本規約」）は、任意団体十勝フードトラック協会（以下「本協会」）と、十勝フードトラック協会会員（以下「会員」）との関係に適用し、また会員の心得、規範を明確にしています。十勝フードトラック協会事務局（以下「本協会事務局」）では、入会の申込をいただいた時点で、本規約を承認したとみなします。

■第1章（総則）

名称

本協会は、十勝フードトラック協会と称する。（以下本協会と略する）

目的

本協会は、十勝のキッチンカー、フードトラックを運用する事業者さま同士を繋ぐ、コミュニティの場としての役割を果たし、北海道内のイベントを有志と共に盛り上げることを目指す。

第1条

1. キッチンカーのイメージアップを図り、出店者募集の簡素化を目指す。
2. 主たる原材料に十勝産食材を使用することを目指す。
3. 行政、各種団体、各種法人との繋がりを構築し、新しいビジネスの育成を図る。
4. お客様への安全、安心が約束出来る体制づくりと道路交通法、食品衛生法等のコンプライアンス体制確立を図る。

■第2章（理事会・役員・会員）

役員は会長・事務局長・会計監査を執行役とし理事会とする。その他幹事数名を置き、併せて本協会の役員会とする。その他を一般会員とする。

第2条

1. 法人、個人を問わず、協会の趣旨、目的に賛同し、本協会が認めた者を会員とする。
2. 既存会員からの完全招待制とし、既会員の推薦人を要する。

第3条

会員は年会費 10,000 円を本協会へ支払う。

入会申請手続き

第4条

入会申請手続きは原則として既存会員からの完全招待制とし、法人・個人とも協会の WEB サイト上の入会申請書類をダウンロードし、入会申請書に必要事項を記入し、会員規約に同意した上で必要書類を添

付し、既存会員へ申し入れること。

入会資格

第5条

1. 入会審査に於いては協会役員の審議を受けるものとする。
2. 営業上のコンプライアンスを遵守していないと判断した場合や、反社会的組織・集団に属する者、またそれらとの交際関係が過去5年以内にあると協会が判断した場合、並びに協会が会員として適当ではないと判断した場合、入会を承認しない。
3. 過去2年以内に行政処分を受けた者、過去に当協会と関連する団体やクライアント様等とトラブルをおこした者についても同じとする。
4. 十勝に本拠地を置き、十勝に在住する事業者であること。
5. 1年以上の実務実績がある事業者であること。

退会

第6条

退会は法人・個人とも協会への退会届の提出があれば、自由に退会出来る。但し、退会后1年間は再入会を不可とする。

資格の喪失

第7条

会員は次の各号のひとつに該当するときは、その資格を失うものとする。

1. 退会。
2. 本協会の解散、整理、和議の申し立てがあったとき。
3. 除名。
4. 個人の廃業。
5. 反社会的組織・集団に登録したとき、交友関係を持ったとき。

除名

第8条

会員が営業上のコンプライアンスを遵守せずに、次の各号のひとつに該当するときは、全会員協議のもと、除名することがある。

1. 本協会の信用を失墜させる言動に及んだ場合。
2. 本協会の名誉を著しく毀損する言動に及んだ場合。
3. 協会の活動を妨害する言動に及んだ場合。
4. 道路交通法や食品衛生法、その他の法令に反する営業をした場合。
5. 社会通念上好ましくない営業を行い、改善指導を受け入れない場合。
6. 新たに反社会的組織・集団・団体に属する者と交際を始めた場合。
7. 公序良俗に反するおそれや、政治、選挙活動、特定の思想・信条・宗教活動を行った場合。

■第3章（役員の職務）

第9条

会長は協会を代表し会務を総括し、事務局長はそれを補佐するものとする。役員は協会発展に貢献するものとする。

第10条

事務局長は運営管理の責任者として本協会の発展と会員企業・事業主の事業発展に貢献する。

役員の任期

第11条

役員は任期は2年とし、再任を妨げない。

会長選出は、役員会にて無記名投票にて決定することとする。他役員は会長が任命を行う。

■第4章（会議）

第12条

本協会の総会は役員ならび協会員を交え、年度1回の定期総会を開催する。また月一度、運営会議を設け、役員はそれに参加することとする。

■第5章（事務局）

第13条

本協会の事務全般を処理するために事務局を設け、必要な要員配置を行う。

1. 事務局には総括責任者として事務局長を置く。
2. 事務局長は本協会事務局を統括し、円滑な運営を行う。
3. 事務局は帯広市西18条北1丁目1番地14 大栄管機(株)内に置く。

■第6章（会計）

協会の運営費と事務手数料

第14条

本協会は営利を目的とせず、会の運営にかかる経費のみを、必要に応じて会費より精算する。また事業による収入がある場合も役員会にて会議を行い使用用途や方向性を決める。

1. 本協会における会計年度は12月31日とする。
2. 本協会からの出店斡旋を受けたものは、事務手数料として一律1,000円を会計へ納める。
3. 会計は事務手数料の半金を事務局を置く大栄管機(株)に事務局手数料として納める。

■第7章（附則）

第15条

この会則は、令和4年4月1日より施行する。

第16条

会則は役員会決議のもと即時改めることができる。

以上

暴力団排除に関する誓約書

令和 年 月 日

十勝フードトラック協会
会長 山中 大輔 殿

所在地 〒

屋号又は名称

代表者氏名

印

私は、十勝フードトラック協会入会にあたり、協会が準用する北海道暴力団排除条例（別紙参照）を遵守し、下記1の通り誓約するとともに、今後下記2、3に該当する者とならないことを誓約します。

- 暴力団員、又は暴力団関係者に該当しないこと。また過去5年その関係者に該当しないこと。
- 暴力団員、又は暴力団関係者との関係性を持つこと。
- 暴力団、反社会的勢力組織への資金の流用、活動のほう助。

これに違反したものは、直ちに協会規則に則り、除名処分とします。

以上

北海道暴力団排除の推進に関する条例（抜粋）

第3章 事業者が講ずべき措置

（暴力団利用行為等の禁止）

第14条 事業者は、その行う事業（事業の準備を含む。以下同じ。）に関し、暴力団の威力を利用してはならない。

2 事業者は、その行う事業に関し、財産上の不当な利益を図る目的で暴力団員等を利用してはならない。

3 事業者は、その行う事業に関し、暴力団員等又は暴力団員等が依頼した者が不正の方法を用いて得た物品であることを知り、又は知り得べき状態にありながら、これを譲り受けてはならない。

（利益供与の禁止）

第15条 事業者は、その行う事業に関し、暴力団員等又は暴力団員等が指定した者に対し、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 暴力団の威力を利用する目的で、財産上の利益の供与をすること。

(2) 暴力団の威力を利用したことに関し、財産上の利益の供与をすること。

(3) 暴力団の活動又は運営に協力する目的で、相当の対償を受けることなく財産上の利益の供与をすること。

2 事業者は、前項に定めるもののほか、その行う事業に関し、暴力団員等又は暴力団員等が指定した者に対し、情を知って、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる財産上の利益の供与をしてはならない。ただし、法令上の義務又は情を知らないでした契約に係る債務の履行としてする場合その他正当な理由がある場合は、この限りでない。

（契約時における措置）

第16条 事業者は、その行う事業に係る取引が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるものである疑いがあると認めるときは、当該取引の相手方（その者が法人である場合にあっては、その役員。以下この条において同じ。）が暴力団員でないことを確認するための必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 事業者は、その行う事業に関して書面で契約を締結するときは、当該契約の書面に次に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。

(1) 当該契約の相手方が暴力団員でないこと。

(2) 当該契約の相手方が暴力団員であることが判明したときは、事業者が催告をすることなく当該契約を解除することができること。

3 事業者は、前項各号に掲げる事項を定めた契約の相手方が暴力団員であることが判明したときは、速やかに、当該契約を解除するよう努めるものとする。

会員になる際の必要な書類の提出をお願いします

1. 十勝フードトラック協会入会申込書
2. 暴力団排除に関する誓約書
3. 営業許可証の写し※クライアント様へ提出する場合があります
4. 食品衛生責任者講習修了受講証の写し※クライアント様へ提出する可能性もあります
5. PL 保険加入者証の写し※クライアント様へ提出する場合があります
6. 車検証の写し※クライアント様へ提出する場合があります
7. 免許証の写し
8. 出店時の車両の写真※HP 広告やクライアント様へ提出する場合があります
9. 代表メニューの写真※HP 広告やクライアント様へ提出する場合があります。但し価格は変動する恐れがあるため、価格記載のないものとする

※写真データは tokachi.fta@gmail.com まで

※誓約書は必ず自筆願います

※複数台所有の場合も台数分の資料を添付願います

その他特記なきものは個人情報保護の観点から厳重に管理いたします。